鳥取市がん患者の社会参加応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市がん患者の社会参加応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、化学療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的として交付する。

（補助対象がん患者の要件）

第３条　本補助金を活用する対象となるがん患者（以下「補助対象がん患者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町又は智頭町の区域内に住所を有している者であること。

⑵　次のいずれかに該当する者であること。

ア　がんの治療（化学療法又は放射線療法に限る。）を受けた若しくは現に受けている者

イ　乳がん等の治療（手術療法に限る。）を受けた者

⑶　当該がん患者が属する世帯の構成員全ての市町村民税所得割額（年額）を合計した額が２３５，０００円未満であること。

⑷　申請に係る補整具と同じ区分に属する補整具について過去に本補助金又は鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金交付要綱（平成２８年４月１日施行）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業等）

第４条　本補助金の交付の対象となる者は別表の第１項に掲げる者とし、本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は同表の第３項に掲げる補整具（以下「補助対象補整具」という。）を購入する事業とする。

２　本補助金は、補助対象事業に要する別表の第４項に掲げる経費の額に２分の１を乗じて得た額（同表の第５項に定める額を上限とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請等の時期等）

第５条　本補助金は規則第１１条の２第１項の規定により本補助金の交付の申請及び請求を併合して行うこととし、本補助金の交付の申請及び請求に係る申請書は、様式第１号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付の決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとみなす。

２　前項の申請が行われた日（以下、「申請日」という。）に応じ、別表第２項のとおり補助対象期間を定めるものとする。

３　規則第４条第１号、第２号及び第４号に掲げる書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　補助対象補整具の購入に係る領収書の写し

（２）　診療明細書等がん治療を受療していることが分かる書類

（３）　補助対象がん患者の属する世帯員全員の所得及び市町村民税の課税額を証明する書類で市町村長が発行するもの

（４）　その他市長が必要と認める書類

（交付決定の時期等）

第６条　本補助金の交付の決定は、当該交付申請を受けた日から起算して３０日が経過する日までの間に行うものとする。

２　市長は、交付の決定を行った日から３０日以内に補助金を交付する。

（着手届等を要しない場合）

第７条　本補助金に係る補助事業は、規則第１０条第１項第３項に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

２　本助成金に係る補助事業は、規則第１１条第３項ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同項に定める書類の提出は要しないものとする。

３　本補助金に係る補助事業は、規則第１２条ただし書に規定する補助事業等とし、同条に定める補助事業等実績報告書の提出は要しない。

（申請履歴の把握）

第８条　市は、本補助金の適正な交付のため、あらかじめ申請者の同意を得た上で、本補助金の交付の状況を鳥取県へ提供するとともに、鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金交付要綱（平成２８年４月１日施行）に基づいて交付された助成金の交付の状況の提供を受けるものとする。

（雑則）

第９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成３０年４月１６日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市がん患者の社会参加応援事業補助金交付要綱の規定は平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は平成３０年４月２７日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市がん患者の社会参加応援事業補助金交付要綱の規定は平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は令和元年６月１日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市がん患者の社会参加応援事業補助金交付要綱の規定は平成３１年４月１日から適用する。

別表（第４条、第５条関係）

１　補助対象者	補助対象がん患者のために平成３０年１月１日以後第３項に掲げる補整具を購入した者（補助対象がん患者本人又はその３親等以内の親族に限る。）とする。
２　補助対象期間	申請日の属する年度の前年度の１月１日以降。ただし、がん治療の受療により期限中の申請が困難な場合、第５条第３項に掲げる書類の発行に相当の時間を要する場合、その他やむを得ない場合として市長が認める場合は、前年度の４月１日以降。
３　補助対象となる補整具	補助対象期間に購入されたもので、次の各号に掲げる補助対象がん患者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 ⑴　第３条第２号アに該当する者　全頭かつら及び装着に必要な頭皮保護用のネット ⑵　第３条第２号イに該当する者　補整下着等の胸部補整具
４　補助対象経費	第３項に掲げる補整具の購入経費
５　補助上限額	２０千円